

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		火薬類の譲渡又は譲受の許可
根拠条例・規則等名		火薬類取締法
条 項		火薬類取締法第 1 7 条第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	許可は、火薬類取締法第 1 7 条第 2 項に該当しないときに行うものとする。
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 平成 3 0 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	5 日 (関係機関への意見照会に要する期間を除く。)
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		